

肉筆署名による原産地証明の発給部数について（インボイス証明も同様）

◆東京商工会議所における肉筆署名は、認証対象書類に申請者の肉筆署名がなされた“ORIGINAL”に対してのみ行います。（最多3部まで）

申請例	発給条件	肉筆発給部数
◆仕向国が、領事査証取得に際し申請書類への肉筆署名を求める次の15カ国のいずれかで、今回、当該国の在京大使館で査証を取得するために肉筆署名を申請するケース。		
①UAE、②クウェイト、③エジプト、④リビア、⑤インドネシア、⑥ブラジル ⑦エクアドル、⑧コスタリカ、⑨スペイン	なし	査証を取得するORIGINALの部数（最多3部まで、但し予備分としての肉筆取得は不可）
⑩オマーン、⑪イラク、⑫スリランカ、⑬アルゼンチン、⑭ペルー、⑮ギリシャ	なし	ORIGINAL 1部のみ （⑩～⑮の大使館では査証部数をORIGINAL 1部に限定している為）
◆仕向国が上記15カ国のいずれかで、今回、領事査証は取得しないが、客先等の要求により肉筆署名を申請するケース。	①L/C、または契約書の全文コピーを添付してください。 ②L/C、または契約書について、肉筆要求とその部数の記述部分ができるように印などを付けてください。	L/C、または契約書で要求されているORIGINAL部数（最多3部まで）
◆仕向国が上記15カ国以外であるが、客先等の要求により肉筆署名を申請するケース。	①L/Cや契約書の全文コピー添付してください。 ②L/C、または契約書について、肉筆要求とその部数の記述部分ができるように印などを付けてください。	L/C、または契約書で要求されているORIGINAL部数（最多3部まで）
◆仕向国が上記15カ国以外であるが、客先等の要求により肉筆署名を求められている場合。 （例）L/Cのdocuments required欄に「certificate of origin in triplicate」の記載があり、且つadditional condition欄に「all documents must be manually signed」の記載があることを理由に原産地証明書3部の肉筆署名を申請するケース。 <u>UCP600による「in triplicate」の解釈：最低1部のORIGINALと残余部数のCOPYがあればよい。</u> UCP600：国際商業会議所（ICC）荷為替信用状に関する統一規則および慣例2007年改訂版	L/C開設銀行等では、「all documents must be manually signed」の意味を、“ORIGINALとCOPYを合わせたすべての要求書類”と解釈するのが一般的です。当所では申請者への配慮から、当該L/Cで要求されている原産地証明書3部すべてについて肉筆対応いたしますが、COPYに対して肉筆署名は行いませんので「in triplicate」の要求がある場合は、ORIGINAL表記3部の原産地証明書を申請いただくことで肉筆署名による発給を行います。	L/Cで要求されている肉筆部数（最多3部まで）

①L/C、または契約書における明示的な肉筆要求とは ⇒ manually signed, handwritten signature等、肉筆を明確に意味する表現で記述されていること。

②L/C、または契約書における明示的な肉筆要求部数とは⇒ 荷為替信用状統一規則・慣例（UCP600）に示されている部数定義による。

▼ L/Cによく見られる記載例とUCP600による当該記載の解釈 ▼

L/C でよく見られる記載例	荷為替信用状統一規則・慣例（UCP600）による解釈
1. Documents required項目に記載されている要求書類について肉筆部数の記載がない。	ORIGINAL 1部
2. Documents required項目の、in duplicate, in triplicate, in two fold, in two copies等の部数表現	ORIGINAL 1部と残余のCOPY
3. Documents required項目の、manually signed commercial invoice	ApplicantまたはL/C開設銀行が、肉筆署名による商業インボイスを求めているもの。